



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造)	一
○県有地の売却に関する入札公告 (管財課)	一
○ " " " " (" " " ")	二
○粒子状物質を減少させる装置の指定 (青空再生課)	三
○新座都市計画生産緑地地区の変更 (みどり自然課)	四
○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業支援課)	四
○ " " " " (" " " ")	四
○新都心ビジネス交流プラザ施設管理及び清掃業務委託に関する入札公告 (創業・ベンチャー支援センター)	六
○測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)	七
○ " " " " (" " " ")	七
○建築士事務所の監督処分 (建築指導課)	七
○さいたま県議会だよりの新聞折	

り込み及び配布業務に関する入札公告 (政策調査課) 八

○警ら用無線自動車車載用映像記録システムの貸借に係る落札者の公示 (会計課) 一〇

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 一〇

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 一〇

○運転免許取得者教育施設の認定取消しに伴う公示 (運転免許課) 一〇

○選挙管理委員会の招集 (選管委) 一一

○措置通知の公表 (監査第一課) 一一

告示

埼玉県告示第二百一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satiamaker-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年二月十五日
埼玉県知事 上田清司
申請のあった年月日

平成二十年二月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本脳腫瘍学会

三 代表者の氏名
松谷 雅生

四 主たる事務所の所在地
埼玉県日高市山根千三百九十七ー一

五 定款に記載された目的
埼玉医科大学国際医療センター内

この法人は脳腫瘍に関する基礎的・臨床的研究について、研究者間の交流・連携に努めるとともに、脳腫瘍に関する国内外の調査研究、関連団体との連絡、連携を図る事業を行い、もって医学の進歩、普及に貢献し、国際的な社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二百二号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年二月十五日

一 入札内容
イ 件名

土地の売却

埼玉県知事 上田清司

ロ 物件の表示
物件番号 六十二

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
蕨市中央六丁目五八二五番五	宅地	一、一四九・四七
戸田市下戸田二丁目三三番一	宅地	一、九一四・九二
戸田市下戸田二丁目三三番二	宅地	一一九・二二

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県総務部管財課公有財産担当 担当 平井、若林

電話〇四八―八三〇―二五九〇(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十年三月十日(月)から三月十四日(金)までの午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く。)に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

平成二十年三月十八日(火) 午前十時三十分から

締切後開札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号 職員会館三階三〇一

会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者とした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

埼玉県告示第二百三十三号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年二月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 入札内容

イ 件名

土地建物の売却

ロ 物件の表示

物件番号 六十六

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
越谷市大沢四丁目一九五一番三	宅地	一、四五二・〇七

建物の所在	種類	延床面積(平方メートル)
越谷市大沢四丁目一九五二番地二外	共同住宅	五八三・〇八

物件番号 六十七

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
春日部市花積字台耕地一五二番四	宅地	一、七四四・一七

春日部市花積字台耕地一五二番地四	建物の所在	種類	延床面積(平方メートル)
		共同住宅	一、一二六・一一

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県総務部管財課公有財産担当 担当 平井、若林

電話〇四八―八三〇―二五九〇(直通)
四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十年三月十日(月)から三月十四日(金)までの午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く。)に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

(一) 物件番号六十六

平成二十年三月十八日(火) 午後一時三十分から

(二) 物件番号六十七

平成二十年三月十八日(火) 午後二時三十分から

各締切後開札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号 職員会館二階二〇二会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

埼玉県告示第二百四号

埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)第三十二条第二項の規定に基づき、粒子状物質を減少させる装置を指定したので、次のとおり告示する。

平成二十年二月十五日

埼玉県知事 上田清司

指定する減少装置の名称等	名称	方式による区分	装着時期による区分	製作者又は販売する者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	装着対象自動車	その他の条件
デナゼック(DeXec-M1)	DPF	初度登録後		株式会社TECH 山森 茂	いすゞ自動車株式会社製 6HH1型(175PS/210PS)又は三菱ふそうトラック・バス株式会社製 6D16型(170PS)若しくは6D17型(200PS)の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの	

備考

1 「指定する減少装置の名称等」の「方式による区分」の欄の「DPF」(ディーゼルパーティキュレートフィルター)とは、軽油を燃料とする自動車の排気管等に装着して、当該自動車から排出される粒子状物質を捕集することに

よりの減少させる方式をいう。

- 2 「指定する減少装置の名称等」の「装着時期による区分」の欄の「初度登録後」とは、装着時期（当該減少装置を当該自動車に装着する時期のことをいう。）が、当該自動車道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により登録を初めて受ける日以後であることをいう。
- 3 平成6年規制とは、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成3年運輸省令第3号）による改正後の道路運送車両の保安基準に定める自動車排出ガスの量に係る規制をいう。

埼玉県告示第二百五号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十年二月十五日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第二百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール行田（ベイシア電器棟）

行田市大字持田字越後島七百三十の1

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

交通渋滞について

敷地西側市道について、現在渋滞が発生する時間帯があり、駐車場収容台数、

店舗面積の変更に伴いさらに渋滞が予想されることから、駐車場出入口の交通

整理等により渋滞緩和に努めてください。

その他

周辺住民から苦情等が発生しないよう十分配慮し、苦情等があった場合には、すみやかに誠意をもって対応してください。

二 縦覧期間

平成二十年二月十五日から平成二十年三月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

埼玉県告示第二百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ララガーデン川口

川口市宮町九十二の二

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

基本的事項

（仮称）ララガーデン川口の立地予定場所は、都市計画法に定める工業地域に指定されているが、隣接する戸田市地域は住宅が密集する第一種住居地域となっている。そのため、周辺住民が大型店の出店に伴う生活環境への影響について不安を感じているため、重ねて住民説明会や個別の話し合いの実施など懇切丁寧な対応をお願いしたい。また、各種関係法令については、十分なチェックを行い、法令遵守をお願いしたい。

交通安全等について

来店帰宅経路について

川口市から来店される者の帰宅経路については、左記のとおりの問題点があるため、経路を変更すること。

- ・来店者交通の効率面(道路施設等)のみの視点で検討されている。
- ・川口方面から来店した者は、川口方面から帰宅させるべきであること。
- ・交通量が増加する周辺地域に戸田第二小学校、喜沢中学校の児童・生徒や幼児等が多く居住する大型マンションが存在する事情を考慮していない。
- ・提示された帰宅経路は、そもそも小・中学校の通学路である。
- ・戸二小通りを来店者の帰宅経路とすることで、交通量が大幅に増加し、交通事故の発生が懸念される。
- ・車の誘導経路を考える場合、基本的には学校に近付けないようなルートにするべきである。

以上のとおりであるので、関係者と協議を行うとともに、地域の交通安全対策を十分考慮し、次のように帰宅経路を変更すべきである。

横曽根六九号線の道路拡張や歩道整備を行い、新設橋(仮称川金橋)交差点にて帰宅車両を戸田方面のみに誘導するのではなく、川口方面と戸田方面に分散させるものとし、これに合わせた標識の設置、誘導員の配置を行うこと。

交通安全対策について

次のとおりの具体的な交通安全対策を実施されたい。

- ・学校近くには、交通整理員の配置を行うこと。
- ・児童・生徒等が登下校、スポーツクラブ等で多く通過する時間帯、交差点には交通整理員を配置し、安全対策を行うこと。
- ・来店及び帰宅経路には分かりやすい誘導看板を設置し、できる限り車両が生活道路に入り込まないようにすること。
- ・近隣には数多くの住宅や保育園、小・中学校があることから、建設工事中の車両や営業開始後の営業車両の増加が想定されますため、高齢者・若年者(特に、幼児・児童)に対し万全の交通対策をすること。
- ・交通整理員を立て、周辺道路及び駐車場内の混雑状況に応じた対応により通園・通学路の安全確保に万全を期すこと。
- ・市民の安全を守る観点から、事業者において、交通量が増加する道路について、飛び出しの危険を回避するよう公園のフェンスを高くすることや柵の設置により歩道と車道を分けること。
- ・戸田市の市道三〇〇二号線、三〇一四号線、三〇〇四号線及び戸田市境の横曽根七一号線で大型車の交通規制を行うこと。

- ・基幹第五号線と横曽根六九号線の交差点に信号機を設置し、戸二小通りと市道三〇一九号線の交差点に押しボタン式の信号機を設置すること。
- ・環境について

隣接する戸田市は第一種住居地域であり、騒音、振動等に十分配慮し、工事の工期・工法・資材搬出入・工事騒音・振動等について周辺住民に十分説明を行い、相互理解の上で着工すること。

商品等の搬入及び荷捌きは、周辺住民の生活環境を阻害することがないよう施設・設備、実施する場所・時間について十分配慮されたい。

工事期間及び営業開始後も、周辺住民の生活環境への影響について、継続して住民の声、要望に対応していく窓口を設置し、広報すること。

駐車場について

臨時駐車場は、バーゲン等により来店者が集中する期間にも対応できるように常時確保すべきである。また、交通整理員及び夜間の警備員配置など適切な対応をすること。

地域商業貢献について

(仮称)ララガーデン川口の商圏は、川口市のみならず、隣接の戸田市の住民も顧客の対象とするものであり、その商業活動の範囲が広範に及び、地域の核としての商業施設になることが予想される。については、所在市のみならず隣接する戸田市にとっても地域商業の担い手の一員であることが求められるものと考ええる。

また、市内商業者にとっては、その存在が脅威となる一方で、利点として新たな人の流れができることによる新規需要が期待できる。埼玉県で定めた、「大型店、チェーン店の地域貢献に関するガイドライン」には、県内で営業する大型店の地域で果たす役割として、まちづくりへの協力、商店街、商工団体への参画により地域商業貢献の推進に努めるよう求めている。これらのことから、(仮称)ララガーデン川口においても、地元のみならず、商店会のイベントなどに積極的に参加され、大型店が地域で担うべき役割を果たされるよう強く要望する。

その他事項

埼玉県青少年健全育成条例を遵守し、午後十一時以降の青少年の外出を助長することがないよう青少年の出入りに特段の配慮をされたい。

平成二十年二月十五日から平成二十年三月十七日まで
 三 縦覧場所
 埼玉県産業労働部商業支援課
 埼玉県中央産業労働センター

埼玉県告示第二百八号

次のとおり一般競争入札に付する。
 平成二十年二月十五日

埼玉県長 田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量
 新都心ビジネス交流プラザ施設管理及び清掃業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

埼玉県創業・ベンチャー支援センターが指定する場所

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「建築物の管理に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階 埼玉県創業・ベンチャー支援センター創業支援担当 川野辺 健志 電話048-711-2222

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から3月14日(金)まで上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ 4階会議室

イ 日時

平成20年3月14日(金) 午後2時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ 4階会議室

イ 日時

平成20年3月26日(水) 午前10時

ウ 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階 埼玉県創業・ベンチャー支援センター

エ あて先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階 埼玉県創業・ベンチャー支援センター

オ 受領期限

平成20年3月25日(火) 午後5時(必着)

カ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成20年3月14日(金)午後5時までに3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した調達案件を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048—830—5775(直通) F330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(7) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(8) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第二百九号

平成十七年埼玉県告示第十五百九十六号で公示した公共測量(四級基準点測量)は、平成十九年三月三十一日終了した公共測量計画機関の長である本庄市長吉田信解から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第二十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第二百十号

平成十九年埼玉県告示第千百三十九号で公示した公共測量(二級基準点測量)は、平成十九年十一月二十日終了した旨測量計画機関の長である小鹿野町長関口和夫から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第二十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第二百一十号

建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十年二月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所(以下「処分対象事務所」という。)の名称及び所在地

有限会社住ま居る建築設計事務所

埼玉県鶴ヶ島市大字町屋一七六一五

三 処分対象事務所の開設者の名称及び

代表者の氏名

有限会社住ま居る

菅原 みよ子

四 処分対象事務所の種類

一級建築士事務所

- 五 処分対象事務所の登録番号
埼玉県知事登録(一) 八三三三三号
- 六 監督処分の内容
事務所登録の取消し
- 七 監督処分の原因となった事実
建築士事務所の役員が禁固以上の刑の判決を受け、その刑が確定したため

埼玉県告示第百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年二月十五日

埼玉県長 上田 崇 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量

さいたま県議会だより新聞折り込み及び配布業務

2,337,700部×4回

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

- (3) 履行期間

契約締結日から平成21年3月31日(火)まで

- (4) 履行場所

県内全域

- (5) 入札方法

入札書は、8ページ物(2回)1部当たりの単価、4ページ物(2回)1部当たりの単価、及び各単価に予定数量と回数を乗じて得た額の合計額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された合計額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった単価の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資

格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「広報紙新聞折り込み及び配布」においてA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 連絡調整の担当者を2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制がとれること。

(6) 納入された「さいたま県議会だより」を一時保管する場所を確保できること。

(7) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯(埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。)に、「さいたま県議会だより」を同日一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。なお、この配布については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 鈴木布美子 電話048-830-6257(直通)

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県議会事務局総務課分室 平成20年3月19日(水)午後2時

- (4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県議会事務局総務課分室 平成20年4月3日(木)午後2時

- (5) 郵便による場合の入札書のおて先及び受領期限

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 平成20年4月2日(水)午後5時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(入札書に記載する金額(8ペーヅ物1部当たりの単価)×2,337,700部×2回+入札書に記載する金額(4ペーヅ物1部当たりの単価)×2,337,700部×2回)×1.05×0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(契約単価(8ペーヅ物1部当たりの単価)×2,337,700部×2回+契約単価(4ペーヅ物1部当たりの単価)×2,337,700部×2回)×1.05×0.1

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した特定業務を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務が完了の都度、受注者から提出される報告書に基づき検査を行い、当該検査後、受注者の支払請求に基づき、代金を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、支払の請求を受けたときは、その日から30日以内に代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の対象となる業務に係る予算が措置され、その予算の執行が可能となった場合に執行する。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Distribution and newspaper insertion of "Saitama Prefectural Assembly News"2,337,700 copies four times per year

(2) Time-limit for tender : 2:00 p.m. 3, April, 2008 (tender submitted by mail 5:00 p.m. 2, April, 2008)

(3) Contact point for the notice : Public Relations Group, Legislature and Research Division, Saitama Prefectural Assembly Secretariat, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6257



埼玉県告示第二百十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年二月十五日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量
警ら用無線自動車車載用映像記録システムの貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課 調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日
平成19年12月26日

4 落札者の氏名及び住所
日通商事株式会社 東京都中央区築地5丁目6番10号

5 落札金額
68,875,380円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札の公告を行った日
平成19年11月13日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年二月十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

- 一 許可番号
平成二十年一月二十一日 第一九〇一二九〇号
- 二 検査済証番号
平成二十年二月七日 第一九〇一六〇号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡滑川町大字中尾字前組二三四一の一の一部、二三五一一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東松山市大字下野本九一一番地七 山崎 大輔

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

- 一 許可番号
平成二十年一月十八日 第一九〇一四三〇号
- 二 検査済証番号
平成二十年二月八日

第一九〇一六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡吉見町大字田甲字楸柄山一五四一四の一の一部、一五四八一六五の一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡吉見町大字田甲一五四八番地

四 松本 雅男

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

埼玉県教委告示第七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十年二月十五日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

一日時
平成二十年二月二十一日 午前十時

二 場所
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号
埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会平成二十年二月定例会提出 予定議案について

ロ その他

埼玉県公安委員会告示第40号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第5項の規定により次の者の運転免許取得者教育施設の認定の取消しを行ったので、運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第12条の規定により公示する。

平成20年2月15日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第1条第8号の課程

第1条第8号の課程

名称及び住所並びに代表者の氏名	運転免許取得者教育を行う施設の名前及び所在地	教育課程の名称	認定取消しを行った年月日
飛鳥管理戸田(株) 戸田市笹目8丁目15番地の23 川野 繁	飛鳥ドライブインゼカレッジ戸田 戸田市笹目8丁目15番地の23	企業研修	平成20年1月25日

埼玉県選管告示第十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十年二月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

一日時 平成二十年二月十九日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室
三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について
ロ その他

埼玉県監査委員告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成20年2月15日

埼玉県監査委員 坂 本 隆 信
埼玉県監査委員 春 日 敏 彦
埼玉県監査委員 竹 並 万 吉
埼玉県監査委員 島 田 正 一

団 体 名	監査結果の公表年月日(県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団	平成18年12月15日 (第1834号)	<p>指摘事項 施設長の任免及び役員報酬の改定については、定款で理事会の議決が必要とされているが、これが行われていなかった。</p> <p>注意事項 旅行政令簿に旅行者印及び決裁印のないものが多数あった。また、平成17年12月以降の本部職員の旅行について、請求額は適正に支払われていたが、旅行政令簿の精算年月日、金額欄が未記入であった。</p> <p>【上里学園】 汚水処理施設維持管理業務について、委託内容を定める仕様書が作成されていなかった。また、パソコン・サーバの調達に当たり、</p>	<p>施設長の任免及び役員報酬の改定については、定款に沿って、その都度、理事会の議決を経るよう徹底した。</p> <p>再発防止のため、決裁時のチェックを徹底することとした。また、精算年月日、金額欄の未記入については、監査後速やかに記入した。</p> <p>再発防止のため、会計規程に沿った適正な事務処理を徹底するとともに、自己点検によるチェックを強化することとした。</p>

<p>社会福祉法人</p>	<p>平成18年12月15日</p>	<p>会計規則で定める契約書が作成されていなかった。</p> <p>【あさか向陽園歯科診療所】 時間外手当支給額に係る勤務時間数と時間外勤務実績表の時間数が一致していなかった。また、時間外勤務の事前命令が適正に行われていなかった。</p> <p>団体への意見 【あさか向陽園歯科診療所】 自主経営施設である授産施設と県から受託した歯科診療所が使用している玄関及び玄関ホールの壁面塗装修繕費の7割を、歯科診療所(県費)で負担していた。また、両施設を紹介する案内リーフレットの印刷費については歯科診療所(県費)で全額負担していたなど、共用施設や物品に係る経費の負担割合に妥当性を欠くものがあった。 共用施設や共用物品に係る経費については、あらかじめ合理的な負担割合を定めておき、適正に負担する必要がある。</p> <p>所管部局への注意 県は、「あげお」、「花園学園」及び「埼玉県立嵐山郷」において、障害児(者)地域療育等支援事業を(社福)埼玉県社会福祉事業団と委託契約している。このうち、「あげお」及び「花園学園」については、年間契約にもかかわらず、契約締結はそれぞれ7月と8月になされていた。また、「埼玉県立嵐山郷」における事業実績報告書の日付と当報告書に対する県の承認通知の日付が前後するなど、精算事務の取扱いに不備があった。</p>	<p>監査後、書類を再確認したところ、時間外手当の過誤払いがあったため、返納事務を行った。再発防止のため、事前命令を徹底し、時間外勤務時間数を的確に把握することとした。</p> <p>監査での意見を受け、共用施設や共用物品に係る経費については、あらかじめ合理的な負担割合を定めることとした。具体的には、修繕関連費用については面積按分、印刷関連費用については人数按分によることとした。</p> <p>監査での注意を受け、契約当事者である(社福)埼玉県社会福祉事業団と各福祉保健総合センターに対して、年度当初に契約事務を行うよう指導した。 また、(社福)埼玉県社会福祉事業団に対しては、委託業務終了後、遅滞なく実績報告書を提出するよう指導するとともに、精算事務についても、契約書・財務規則等に基づき適正に処理し、再発防止のため、自己点検によるチェックを強化するよう指導した。</p>
<p>注意事項</p>			

<p>埼玉県ブルーバードホーム (熊谷点字図書館)</p>	<p>(第1834号)</p>	<p>1 浄化槽管理業務に係る委託料が未払いとなっているが、平成17年度決算においては、当該金額が未払金として計上されていなかった。</p> <p>2 当法人が所有する埼玉光会館は、埼玉県立点字図書館と一体の建物となっており、県有地に建てられている。しかし、この建物に係る使用許可等の手続きが行われていなかった。</p>	<p>1 平成18年度会計において未払金とし、支出した。再発防止のため、自己点検によるチェックを強化することとした。</p> <p>2 監査での注意を受け、県と(杜福)埼玉県ブルーバードホームとの間で、埼玉光会館(盲人ホーム)に係る県有財産貸付契約を締結した。</p>
<p>埼玉県商工会連合会</p>	<p>平成19年2月27日 (第1853号)</p>	<p>団体への意見</p> <p>1 「商工団体活動充実強化支援事業費補助金」を受けて平成17年度・平成18年度の計画でTV会議システムを構築しているが、補助効果が早急に発揮されるよう、機器導入後、速やかに同システムの運用開始を図る必要がある。</p> <p>2 商工会連合会は、その目的のひとつに市町村商工会の組織、事業についての指導があるが、一部の商工会において、「旅費規程の整備が不十分である」、「会計事務や給与・旅費等の事務が規定どおり行われていない」等の事例が散見された。</p> <p>商工会連合会においては、こうした内部管理的な事項についての指導に対しても徹底を期す必要がある。</p> <p>部局への意見</p> <p>1 平成17年度・平成18年度に埼玉県商工会連合会が行ったTV会議システムの整備に対し、「商工団体活動充実強化支援事業費補助金」を交付した。この事業は、機器導入後短期間で稼働可能なシステムであり、交付した補助金が早急に効果を発するよう</p>	<p>1 平成19年3月から同システムの本格運用を開始した。</p> <p>今後とも、効率的な事務の実施に努める。</p> <p>2 県内商工会の内部管理的な事項について研修会を開催するなど指導を徹底した。</p> <p>1 商工会連合会に対し、より効率的な事業運営を行うよう指導し、TV会議システムについては平成19年3月から運用を開始した。今後とも、補助事業の採択に当たっては、事業の効率性についての審査を徹底するとともに、適切な指導監督を行うこととする。</p>

		<p>適切な指導監督に努める必要がある。</p> <p>2 県内商工会の現状は、69%の商工会が会員1,000社以下、57%の商工会が経営指導員2人以下と、財政的にも組織的にも小規模・脆弱である。経営改善普及等の事業を着実に実施できる体制を持った組織に改革していくことが重要な課題となっており、県においても様々な取組を進めている。</p> <p>しかし、商工会会員数は相変わらず減少傾向にあるなど、商工会の体質強化が急務となっているところである。広域的連携や合併は、地域の実情を踏まえ、各々の商工会の商工業者の意思に基づいて自主的に決定されるべきものであるが、県においては、商工会の合併や広域的連携等に向けて、その環境整備に取り組むなど、指導・支援の一層の強化を図る必要がある。</p> <p>3 少なからぬ商工会において、給与の中の諸手当等の補助金関係書類の整備や取扱いが不十分であった。県は、商工会が行う経営改善普及事業が補助金交付要綱等の定めるところに従い適正に実施されるよう、商工会の指導・監督の強化を図る必要がある。</p>	<p>2 商工会の経営基盤強化に向けた環境整備では、自ら変革しようとする商工会を支援するため、商工会連合会と共同で「商工会の機能強化に向けた広域化マスタープラン」を策定した。また、マスタープランの着実な推進を図るため、商工会連合会に対し広域化推進組織の設置に係る経費を補助するなど、より一層商工会の機能強化を支援することとした。</p> <p>3 商工会の指導・監督では、平成18年度から年1回の指導監査を行うようにした。また、産業労働センタ－では、指導監査以外にも、事業の企画段階からの参画や実施に当たっての個別の指導・助言など、商工会の事業運営に対して積極的に関与している。平成19年度から産業労働政策課も指導監査を行い商工会の事業運営に対して積極的に関与するなど、商工会の指導をより一層強化していくこととした。</p>
<p>熊谷商工会議所</p>	<p>平成19年2月27日 (第1853号)</p>	<p>団体への意見 創業塾委託事業に係る委託料収入の一部及び事業費支出が、予算書に計上されず処理され、また、決算書への記載もなかった。予算書、決算書は財務面から年間の活動計画、活動実績を表すものであり、正確な記載が求められるものであることから、当該事業についても計上するなど適切な事務処理を図る必要</p>	<p>会計手続きの徹底を図った。今後とも、適正な会計処理に努める。</p>

新座市商工会	平成19年2月27日 (第1853号)	<p>団体への意見 予算の補正や流用といった手続きを取ることでなく、当初予算の額を超えた予算執行が行われるなど、事務に一部不明瞭な点が見受けられたことから、予算の補正や流用といった手続きを明確にしておく必要がある。</p>	<p>予算等の手続の徹底を図った。今後とも、適正な会計処理に努める。</p>
八潮市商工会	平成19年2月27日 (第1853号)	<p>団体への意見 小規模事業経営支援事業費補助金の補助対象である通勤手当や扶養手当については、「小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」に、その取扱いが定められているが、支給に際しての事実確認の有無を確認できないなどの事例が見られた。確認に必要な書類を添付するなど、適切な事務処理を行うよう改める必要がある。</p>	<p>小規模事業経営支援事業費補助金の補助対象である通勤手当の支給に際して、事実確認の有無を確認できるような書類を添付した。 今後とも、適正な事務の実施に努める。</p>
玉川商工会	平成19年2月27日 (第1853号)	<p>団体への意見 小規模事業経営支援事業費補助金の補助対象である通勤手当や扶養手当については、「小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」に、その取扱いが定められているが、支給に際しての事実確認の有無を確認できない事例が見られた。また、自家用車による出張については規定に基づいた事務処理がなされていないなど、確認に必要な書類を添付するなど、適切な事務処理を行うよう改める必要がある。</p>	<p>小規模事業経営支援事業費補助金の補助対象である通勤手当の支給に際して、事実確認の有無を確認できるような書類を添付した。また、自家用車による出張について規程に基づく事務処理を徹底した。 今後とも、適正な事務の実施に努める。</p>
三郷市商工会	平成19年2月27日 (第1853号)	<p>団体への意見 小規模事業経営支援事業費補助金の補助対象である通勤手当や扶養手当については、「小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」に、その取扱いが定められているが、支給に際しての事実確認の有無を確認できないなどの事例が見られた。確認に必要な書類を</p>	<p>小規模事業経営支援事業費補助金の補助対象である通勤手当の支給に際して、事実確認の有無を確認できるような書類を添付した。 今後とも、適正な事務の実施に努める。</p>

<p>鳩山町商工会</p>	<p>平成19年2月27日 (第1853号)</p>	<p>添付するなど、適切な事務処理を行うよう改める必要がある。</p> <p>団体への意見 小規模事業経営支援事業費補助金の補助対象である通勤手当や扶養手当については、「小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」に、その取扱いが定められているが、支給に際しての事実確認の有無を確認できない事例が見られた。また、自家用車による出張についての規定が定められていない。確認に必要な書類を添付するなど、適切な事務処理を行うよう改める必要がある。</p>	<p>小規模事業経営支援事業費補助金の補助対象である手当の支給に際して、事実確認の有無を確認できるような書類を添付した。また、必要な規定を定めた。今後とも、適正な事務の実施に努める。</p>
<p>宮代町商工会</p>	<p>平成19年2月27日 (第1853号)</p>	<p>団体への意見 小規模事業経営支援事業費補助金の補助対象である通勤手当や扶養手当については、「小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」に、その取扱いが定められているが、支給に際しての事実確認の有無を確認できないなどの事例が見られた。確認に必要な書類を添付するなど、適切な事務処理を行うよう改める必要がある。</p>	<p>小規模事業経営支援事業費補助金の補助対象である手当の支給に際して、事実確認の有無を確認できるような書類を添付した。今後とも、適正な事務の実施に努める。</p>
<p>駒西町商工会</p>	<p>平成19年2月27日 (第1853号)</p>	<p>注意事項 一時借入金の借入先を町内金融機関とすることで総代会の承認を得ていたが、実際の借入は町内の法人格を持たない任意団体から、契約書を作成せずに口頭で借入れるなど、適切でない事務処理がなされていた。</p>	<p>任意団体からの借入金については、監査受検後直ちに返済した。 資金の借入等については適切な手続に基づいて行うこととし、事務処理の適正化を徹底した。</p>
<p>社団法人 埼玉県農林公社</p>	<p>平成17年12月16日 (第1732号)</p>	<p>団体への意見 1 分収森林の資産評価方法は、木材として販売可能となる期間までに要した経費(管理費、利息等)を集計する方法により計上され、貸借対照表に表示しているが、森林の長期に及ぶ成長期間の特殊性を考慮する</p>	<p>1 分収森林の資産評価方法について検討を進めた結果、緑資源公団が平成15年2月に発表した評価方法が現時点で最も有効であるとの結論に至り、当該評価方法を適用することとした。試算結果については、平成19年3月からホームページで公開して</p>

		<p>と、この方法が妥当であるか疑問である。より適正な森林の評価が行われるよう、評価方法等について検討されたい。</p> <p>また、分収森林事業について、将来における潜在的な損失を最小にするための方策を検討されたい。</p> <p>2 会計区分として、統合前の旧森林公社に係る会計全てを特別会計としているが、特別会計は特別の事業遂行のために設けられるべきであり、内容を精査し、合理的な会計区分とすることが望まれる。</p> <p>所管部局への意見</p> <p>森林科学館は年末年始を除き無休で開館しているが、冬季は、降雪や凍結により道路はここまですで閉鎖されることなどもあり、利用者はかなり少ない状況である。こうしたことから、冬季は閉館するなどして、より効率的な開館運営を検討すべきである。</p>	<p>る。</p> <p>また、分収森林事業の損失を最小にするための方策として、新規の分収林契約については、立地条件等を精査し、収益性が認められるものについてのみ純収益分収方式で締結するとともに、低コストによる施策を実施することとした。既契約分については、分収割合の変更や低利資金への借換を行うこととした。</p> <p>2 平成18年度から、従前の一般会計、青年農業者育成基金事業、森林整備事業、森林事業の4会計を一つに統合し、一般会計とした。</p> <p>彩の国ふれあいの森の拠点施設でもある森林科学館は、登山者の非常時や森林火災発生時などに対応する必要があるため、冬季の閉鎖は困難である。現在は、指定管理者制度を導入し、より適切な管理運営に努めている。</p>
--	--	---	--

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二―一（代表）
印刷所	埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六―二二―九〇―一（代表）